

# 地域未来投資促進税制の拡充及び延長について

【担当省庁】 経済産業省

地域経済を牽引する企業の成長・デジタル化を促進するためには、設備投資に係る支援が不可欠であり、地域未来投資促進税制による一層の取組が必要であることから、以下のとおり対応をお願いしたい。

- 地域未来投資促進税制の適用期限の延長
- 地方公共団体が戦略的に重点支援を行う産業分野「重点促進分野（仮称）」に対する新たな枠を設ける。
- 本税制適用期限内に国の確認を受けた対象事業について、計画期間内（最大5年以内）に投資を完了したものを本税制措置の対象とする。

## 【現状・課題等】

- 地域未来投資促進税制の適用期限は、令和6年3月31日までとされ、措置の対象は、機械装置・器具備品・建物・附属設備・構築物とされている。
- 設備投資全般を巡り国内各地域からは、「客室改装や通信環境の改善など、引き続き設備投資を積極的に行っているが、建設コストの上昇に伴い工事費用が計画対比上振れており、投資内容を一部縮小せざるを得ない」「先行きの人手不足に備え、省人化投資を進めていく必要性は認識しているが、収益に余裕がない中、足もとは不漁に伴う稼働率の低下で人手不足感が幾分緩和したため、投資を先送りしている」といった声が見られるため、厳しい経営状況にある中小企業を支援するためにも、設備投資の後押しが必要である。
- 他府県において、特定の産業分野に限定した独自の産業振興ビジョンを立て、政策資源を注力したことで、関連製品の製造額や関連企業数等の増加につながった事例も多く、強靱な産業基盤の構築に向けて、意欲ある自治体による戦略的な分野策定の取組を後押しする必要がある。
- 本税制措置においては、平成29年度の創設以降、約3,200件の事業が国による確認を受けており、これらの事業により見込まれる設備投資（工場建設など）は令和7年度までに総額約9.4兆円に及ぶ。強靱な産業基盤の構築に向けて、仕入れ価格高騰等の社会情勢の中でも、地域経済を牽引する中堅・中核企業が、大規模な設備投資を躊躇することがないように、本税制措置を継続・強化する必要がある。

京 都 府 の担当課	商工労働観光部 産業労働総務課 (075-414-5493)
---------------	--------------------------------

## 【国の事業等】

### ■税制改正要望〔経済産業省〕

- ▶ 「令和7年度税制改正に関する経済産業省要望」において①令和8年度末まで適用期限の延長②地方公共団体が戦略的かつ重点的に支援を行う産業分野を「重点促進分野（仮称）」とし、同分野に対する新たな枠を設ける③地域経済牽引事業計画の期間内（最大5年以内）に行った設備投資について、税制の適用を可能とすること等を要望

### ■地域未来投資促進税制

- ▶ 地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的として、地域未来投資促進法が制定(平成29年7月31日施行)されると同時に、地域未来投資促進税制も創設
- ▶ 本税制により、地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、建物や機械装置の取得価格の40%の特別償却、あるいは4%の税額控除を受けられる。さらに、付加価値額の増加率が8%以上、労働生産性の伸び率が5%以上、産業競争力強化法に基づく「特定中堅企業」に認定されているといった条件を満たす場合、特別償却を50%、税額控除を最大6%まで税額控除を受けられる上乗せ措置を設けている。
- ▶ 税制優遇の適用対象を2年以内に完了する設備投資に限定
- ▶ 本税制の支援措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認に加えて、国(主務大臣)による課税特例の確認が必要

## 【京都府の取組】

### ■地域経済牽引事業計画 51 件を承認 (R6. 10. 9 時点)

- ▶ うち地域未来投資税制を活用した企業：16 件
- ▶ うち地域未来投資税制を活用予定の企業：9 件  
(宇治市基本計画 税制を活用予定の企業 7 件)  
エス・ジー・エス精工株式会社、株式会社ナンゴー、株式会社ノムラフーズ、株式会社ユー・エム・アイ、株式会社横井製作所、有限会社邦友製作所、京都電気機器株式会社  
(京都市基本計画 税制を活用予定の企業 2 件)  
関電不動産株式会社、株式会社五健堂